

特定保健用食品の表示に関する公正競争規約及び同施行規則

| 公正競争規約 | 公正競争規約施行規則 |
|--|------------|
| <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第36条第1項の規定に基づき、特定保健用食品の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約で「特定保健用食品」とは、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号。）第2条第1項第5号に規定する食品（容器包装に入れられたものに限る。）をいい、次の各号に掲げる申請区分に該当するものをいう。</p> <p>(1) 特定保健用食品（次号から第5号までに掲げるものを除く。）</p> <p>(2) 条件付き特定保健用食品</p> <p>(3) 特定保健用食品（規格基準型）</p> <p>(4) 特定保健用食品（疾病リスク低減表示）</p> <p>(5) 特定保健用食品（再許可等）</p> <p>2 この規約で「関与成分」とは、特定の保健の目的に資する栄養成分をいう。</p> <p>3 この規約で「許可等」とは、健康増進法（平成14年法律第103号）第43条第1項の規定に基づく特別用途食品の許可又は同法第63条第1項の規定に基づく特別用途表示の承認をいう。</p> <p>4 この規約で「事業者」とは、特定保健用食品の許可等を受けた者又は特定保健用食品の表示内容に責任を有する者であって、この規約に参加する者をいう。</p> | |

5 この規約で「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第3号）第2項に規定する顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する特定保健用食品の取引に関する事項について行う次の各号に掲げる広告その他の表示をいう。

(1) 容器包装（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第5項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）による広告その他の表示（以下「容器包装の表示」という。）

(2) 前号に定めるもののほか、特定保健用食品の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるもの（以下「容器包装以外」という。）による広告その他の表示（以下「容器包装以外の表示」という。）

第1章 総則

（容器包装以外の表示）

第1条 規約第2条第5項第2号に規定する容器包装以外の表示とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面（ダイレクトメール、ファクシミリ、電子メール等によるものを含む。）及び口頭（電話によるものを含む。）による広告その他の表示

(2) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーン及び陳列物等の店頭広告又は実演による広告その他の表示

(3) 新聞紙、雑誌その他の出版物による広告その他の表示

(4) テレビ、ラジオ等放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）による広告その他の表示又は映画、スライド、ビデオ、DVD等の映写や演劇又は電光による広告その他の表示

(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（SNSなどインターネットを活用したサービスやスマートフォン、携帯電話、パソコン等デバイスによるものを含む。）

(6) 宣伝用頒布品による広告その他の表示

| | |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第2章 容器包装の表示 (必要表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、特定保健用食品の容器包装の表示について、次の各号に掲げる事項を、健康増進法及び食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）のほか、施行規則に定めるところにより、見やすい場所に、明瞭に表示しなければならない。ただし、次の各号に掲げる事項以外の必要な表示事項については、食品表示基準に基づいて表示すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 特定保健用食品である旨 (2) 許可等を受けた表示の内容 (3) 栄養成分（関与成分を含む。）の量及び熱量 (4) 一日当たりの摂取目安量 (5) 摂取の方法 (6) 摂取をする上での注意事項 (7) バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言 (8) 関与成分について栄養素等表示基準値が示されているものにあつては、一日当たりの摂取目安量に含まれる当該関与成分の栄養素等表示基準値に対する割合 (9) 摂取、調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては当該注意事項 (10) 商品名 (11) 許可証票又は承認証票 (12) 原材料名及び添加物 (13) 内容量 (14) 許可等を受けた者の営業所所在地及び氏名（法人にあつては、その名称） (15) 消費期限又は賞味期限、保存の方法、製造所所在地及び製造者の氏名 (16) 名称 | <p style="text-align: center;">第2章 容器包装の表示 (必要表示事項)</p> <p>第2条 規約第3条に規定する必要表示事項は次条から第18条までに掲げるところにより表示すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 規約第3条第1号、第7号、第10号及び第11号に規定する表示事項は、一括表示以外の容器包装の見やすい場所に表示すること。 3 前項以外の表示事項については、一括して表示するなど読みやすいよう表示すること。 4 表示する内容がない場合は、表示項目名を含め、表示を省略することができる。 <p style="text-align: center;">(特定保健用食品である旨の表示)</p> <p>第3条 規約第3条第1号に規定する特定保健用食品である旨は、「特定保健用食品」と表示すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 前項の規定にかかわらず、規約第2条第1項第2号に掲げる条件付き特定保健用食品にあつては、「条件付き特定保健用食品」と表示すること。 <p style="text-align: center;">(許可等を受けた表示の内容の表示)</p> <p>第4条 規約第3条第2号に規定する許可等を受けた表示の内容は、表示許可書又は表示承認書に記載された内容のとおり表示すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 許可等を受けた表示の内容（以下「許可等表示」という。）の一部分のみを記載してはならない。 3 「許可等を受けた表示の内容」を一括して表示するなど読みやすいように表示する場合は、表示項目名を「許可表示」又は「承認表示」とすることができる。 <p style="text-align: center;">(栄養成分（関与成分を含む。）の量及び</p> |
|---|--|

(熱量の表示)

第5条 規約第3条第3号に規定する栄養成分(関与成分を含む。)の量及び熱量は、試験検査機関による分析結果を基に、次の各号に掲げるところにより表示すること。

(1) 栄養成分の量及び熱量については、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(食塩相当量に換算したもの)及び関与成分の100グラム若しくは100ミリリットル又は1食分、1包装その他の1単位当たりの含有量を表示すること。

(2) 前号に定める成分以外の栄養成分を表示する場合は、その100グラム若しくは100ミリリットル又は1食分、1包装その他の1単位当たりの含有量をナトリウムと関与成分の間に表示すること。

(3) 前二号に定めるほか、食品表示基準第3条に従って表示すること。

2 関与成分の量については、消費期限又は賞味期限を通じて含有する値とすること。

(一日当たりの摂取目安量の表示)

第6条 規約第3条第4号に規定する一日当たりの摂取目安量は、表示許可書又は表示承認書に記載された内容のとおり表示すること。

(摂取の方法の表示)

第7条 規約第3条第5号に規定する摂取の方法は、許可等を受けた内容のとおり表示すること。

(摂取をする上での注意事項の表示)

第8条 規約第3条第6号に規定する摂取

をする上での注意事項は、表示許可書又は表示承認書に記載された内容のとおり表示すること。

- 2 「摂取をする上での注意事項」を一括して表示するなど読みやすいように表示する場合は、表示項目名を「摂取上の注意」とすることができる。

(バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言の表示)

第9条 規約第3条第7号に規定するバランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言は、「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」と表示すること。

- 2 表示箇所は、消費者が商品選択する際の情報提供とするため容器包装の前面とし、表示義務付けの趣旨を踏まえた表示とすること。

(関与成分について栄養素等表示基準値が示されているものにあつては、一日当たりの摂取目安量に含まれる当該関与成分の栄養素等表示基準値に対する割合の表示)

第10条 規約第3条第8号に規定する関与成分が栄養素等表示基準値の示されている成分である場合、一日当たりの摂取目安量に基づき当該食品を摂取したときの関与成分摂取量の当該栄養素等表示基準値に占める割合を百分率又は割合で表示すること。

(摂取、調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては当該注意事項の表示)

第11条 規約第3条第9号に規定する摂取、調理又は保存の方法に関し特に注意を

必要とするものにおける注意事項は、許可等を受けた内容のとおり表示すること。

- 2 「摂取、調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては当該注意事項」を一括して表示するなど読みやすいように表示する場合は、表示項目名を「摂取、調理又は保存方法の注意」とし、又はこれに準ずる方法で表示することができる。

(商品名の表示)

第12条 規約第3条第10号に規定する商品名は、表示許可書又は表示承認書に記載された内容のとおり表示すること。

(許可証票又は承認証票の表示)

第13条 規約第3条第11号に規定する許可証票又は承認証票(以下「トクホマーク」という。)は、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令(以下「健康増進府令」という。)様式第3号又は様式第6号によるトクホマークを表示すること。

- 2 前項の規定にかかわらず、規約第2条第1項第2号に掲げる条件付き特定保健用食品にあつては、健康増進府令様式第4号又は様式第7号によるトクホマーク(以下「条件付きトクホマーク」という。)を表示すること。

(原材料名及び添加物の表示)

第14条 規約第3条第12号に規定する原材料名及び添加物は、食品表示基準に基づき表示すること。

(内容量の表示)

第15条 規約第3条第13号に規定する内容量は、1包装中の重量又は容量を表示す

| | |
|--|--|
| | <p>ること。</p> <p>2 小分け包装されているものにあつては、小分け包装中の重量又は容量及び小分け包装の個数を表示すること。</p> <p>(許可等を受けた者の営業所所在地及び氏名(法人にあつては、その名称)の表示)</p> <p>第16条 規約第3条第14号に規定する許可等を受けた者の営業所所在地及び氏名(法人にあつては、その名称)は、次の各号に掲げるところにより表示すること。</p> <p>(1) 当該許可等を受けた者の住所の表示は、住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)に基づく住居表示に従つて住居番号まで記載すること。</p> <p>(2) 申請者が輸入業者である場合にあつては、輸入業者である旨を記載するとともに、申請者の住所及び氏名(法人にあつては、その名称)を記載すること。</p> <p>2 「許可等を受けた者が製造者以外の者であるときは、その許可等を受けた者の営業所所在地及び氏名(法人にあつては、その名称)」を一括して表示するなど読みやすいように表示する場合は、表示項目名を「販売者」又は「許可を受けた者」若しくは「承認を受けた者」とすることができる。</p> <p>(消費期限又は賞味期限、保存の方法、製造所所在地及び製造者の氏名の表示)</p> <p>第17条 規約第3条第15号に規定する消費期限又は賞味期限、保存の方法、製造所所在地及び製造者の氏名は、食品表示基準に基づき表示すること。</p> <p>(名称)</p> <p>第18条 規約第3条第16号に規定する名称は、食品表示基準に基づき表示すること。</p> |
|--|--|

(任意表示事項)

第4条 事業者は、特定保健用食品の容器包装に、食品表示基準第7条及び第21条に規定する任意表示事項を表示するときは、食品表示基準に基づいて表示しなければならない。

(その他の表示事項等)

第5条 特定保健用食品公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）は、第1条の目的を達成するため、容器包装の表示について特に必要があると認められる場合は、前二条に規定する事項のほか、特定保健用食品に関連する表示事項又は表示基準を施行規則により定めることができる。

(表示禁止事項)

第6条 事業者は、前三条に規定する表示事項に関して、食品表示基準第9条及び第23条に規定する表示禁止事項を特定保健用食品の容器包装に表示してはならない。

(誇大表示の禁止)

第7条 事業者は、特定保健用食品の容器包装の表示に関して、健康増進法第65条の規定により禁止される誇大表示をしてはならない。

(不当表示の禁止)

第8条 事業者は、特定保健用食品の取引に関して、容器包装に次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- (1) 特定保健用食品の定義に合致しない製品について、特定保健用食品であるかのように誤認されるおそれがある表示
- (2) 特定保健用食品の品質、効果又は安全性について、誤認される又は拡大解釈されるおそれがある
- (3) 他社製品を誹謗(ひぼう)するような表示

(不当表示の禁止)

第19条 規約第8条各号に規定する不当表示に当たるものを例示すると、次のとおりである。

- (1) 表示許可書又は表示承認書に記載された食品（以下「許可等を受けた食品」という。）に疾病の治癒若しくは予防等の効能効果があるかのように誤認されるおそれがある表示、又は医薬品であるかのように誤認され、疾病者の適切な治療の機会を損失させるおそれがある表示

| | |
|---|--|
| <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、特定保健用食品の表示事項又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> | <p>(2) 許可等表示以外の効果を表示することで誤認されるおそれがある表示、又は許可等表示以外の効果があると期待させるおそれがある表示、若しくはその効果についても国が許可等しているかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) 許可等表示を過大に強調することで誤認されるおそれがある表示、又は許可等表示を超える過大な効果があると誤認されるおそれがある表示、若しくはその過大な効果についても国が許可等しているかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(4) 許可等を受けた食品を摂取するだけで健康の維持増進ができるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(5) 許可等を受けた内容以外の摂取方法を促すなど、摂取方法を誤認されるおそれがある表示</p> <p>(6) 関与成分以外の成分と健康訴求を関連づけた表示又は関与成分以外の成分が関与成分であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(7) 医師・専門家等が許可等を受けた食品の効果や安全性を保証しているかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(8) 申請時に子供に関する根拠資料が提出されていない許可等を受けた食品について、子供への効果を期待させるおそれがある表示</p> <p>(9) データ（グラフ等）を使用する場合又はデータ（グラフ等）に説明又は解説を付加する場合において、消費者に内容を拡大解釈され、又は許可等を受けた内容に関して医薬品的な効能効果を消費者に過大に期待させるおそれがある表示</p> |
|---|--|

| | |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第3章 容器包装以外の表示 (必要表示事項)</p> <p>第9条 事業者は、特定保健用食品の容器包装以外の表示について、次の各号に掲げる事項を、施行規則に定めるところにより、見やすい場所に、明瞭に表示しなければならない。ただし、保健の用途をうたわない場合は、これらの表示を省略することができる。</p> <p>(1) 特定保健用食品である旨 (2) 許可等を受けた表示の内容</p> | <p>(10) アンケートやモニター調査等の結果において、調査条件や体験談を適切に表示しないことにより、アンケートやモニター調査等の結果や許可等を受けた内容に関して誤認されるおそれがある表示</p> <p>(11) 許可等を受けた食品の機能と一般的な情報や資料の内容を結び付けることで、許可等を受けた食品の機能が拡大解釈又は誤認されるおそれがある表示</p> <p>(12) 客観的な根拠に基づかずに、許可等を受けた食品が特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(13) 成分又は原材料について、実際のものより優良であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(14) 他社製品の品質、効果、安全性その他の事項について、誹謗(ひぼう)するような表示</p> <p>(15) 表示事項について著しく事実と相違する表示又は著しく誤認されるおそれがある表示</p> <p>(16) 原産国について誤認されるおそれがある表示</p> <p>(17) その他、許可等を受けた食品の内容又は取引条件について一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p style="text-align: center;">第3章 容器包装以外の表示 (必要表示事項)</p> <p>第20条 規約第9条に規定する必要表示事項は次条から第23条までに掲げるところにより表示すること。</p> <p style="text-align: center;">(特定保健用食品である旨の表示)</p> <p>第21条 規約第9条第1号に規定する特定保健用食品である旨は、医薬品、他の保健機能食品又は保健機能食品以外の食品と</p> |
|---|---|

(3) バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言

(推奨表示事項)

第10条 公正取引協議会は、容器包装以外の表示について、表示することを推奨する事項又は表示基準を施行規則により定めることができる。

区別するために、「特定保健用食品」と表示し、又はトクホマークを表示すること。

2 前項の規定にかかわらず、規約第2条第1項第2号に掲げる条件付き特定保健用食品にあつては、「条件付き特定保健用食品」と表示し、又は条件付きトクホマークを表示すること。

3 第27条に規定する公正マークのうち、トクホマークと一体型の公正マークを表示する場合は、前二項に規定する表示を省略することができる。

(許可等を受けた表示の内容の表示)

第22条 規約第9条第2号に規定する許可等を受けた表示の内容は、表示許可書又は表示承認書に記載された内容のとおり表示すること。

2 第28条第1項に基づく細則に規定する公正マークのうち、カテゴリー名と一体型の公正マークを表示する場合は、許可等を受けた表示の内容の表示の一部又は全部を省略することができる。

(バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言の表示)

第23条 規約第9条第3号に規定するバランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言は、「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」と表示し、又はこれと同趣旨の表示をすること。

(推奨表示事項)

第24条 規約第10条に規定する特定保健用食品の容器包装以外の表示に関する推奨表示事項を表示する場合は、次の各号に掲げる事項をそれぞれ当該各号に定める基準に従って表示すること。

(1) 一日当たりの摂取目安量に関する表

| | |
|--|---|
| <p>(任意表示事項)</p> <p>第11条 公正取引協議会は、容器包装以外の表示について、任意で表示することができる事項又は表示基準を施行規則により定めることができる。</p> | <p>示</p> <p>一日当たりの摂取目安量を表示する場合は、表示許可書又は表示承認書に記載された内容の範囲で表示すること。</p> <p>(2) 摂取の方法に関する表示</p> <p>摂取の方法を表示する場合は、許可等を受けた内容の範囲で表示すること。</p> <p>(3) 前二号に規定する表示は、併記することができる。</p> <p>(任意表示事項)</p> <p>第25条 規約第11条に規定する特定保健用食品の容器包装以外の表示に関する任意表示事項を表示する場合は、許可等を受けた内容の範囲で表示すること。</p> <p>2 前項の規定のほか、次の各号に掲げる事項を表示する場合は、それぞれ当該各号に定める基準に従って表示すること。</p> <p>(1) 許可等表示に関する表示</p> <p>許可等表示について、キャッチコピー等での言い換え、簡略化、一部省略した表示、又は追加の説明を表示することができる。ただし、表示する場合は、過大な効果を期待させ、又はその過大な効果についても国が許可等しているかのように誤認させることがないよう表示すること。</p> <p>(2) 特定保健用食品である旨の表示</p> <p>規約第9条第1号に規定する特定保健用食品である旨を表示した上で、さらに「特定保健用食品」又は「条件付き特定保健用食品」を表示する場合は、「特保」若しくは「トクホ」又は「条件付き特保」若しくは「条件付きトクホ」と表示することができる。</p> <p>(3) 安全性に関する表示</p> |
|--|---|

| | |
|--|---|
| | <p>許可等を受けた食品の安全性に関して表示することができる。ただし、表示する場合は、許可等を受けた食品に関する審査申請書の添付資料の範囲で表示すること。</p> <p>(4) ヒト試験に関する表示</p> <p>許可等表示における効果や安全性に関するヒトを対象とした試験について、説明を表示することができる。ただし、表示する場合は、「臨床試験」ではなく、「ヒト試験」という用語を用いること。</p> <p>(5) ヒト試験におけるデータ（グラフ等）の表示</p> <p>使用するデータの出典が学術誌に掲載されたものであり、かつ、許可等を受けた食品に関する審査申請書の添付資料である場合に限り、許可等表示における効果について、試験概要及び出典を明記した上で、ヒト試験におけるデータ（グラフ等）を用いた説明を表示することができる。ただし、表示する場合は、内容を拡大解釈させ、又は誤認させることがないように表示すること。</p> <p>(6) 関与成分の作用メカニズムに関する表示</p> <p>許可等表示の理解を助けるため、関与成分の作用メカニズムについて説明を表示することができる。ただし、表示する場合は、許可等を受けた食品に関する審査申請書の添付資料の範囲で表示することとし、許可等表示を誤認させることがないように表示すること。</p> <p>(7) 製品特徴・配合成分に関する表示</p> <p>許可等を受けた食品における製品特徴・配合成分を表示することができる。ただし、表示する場合は、許可等表示、又は関与成分と誤認させることがない</p> |
|--|---|

| | |
|--|---|
| | <p>よう表示すること。</p> <p>(8) 統計データ等の表示</p> <p>出典を明記した上で、統計データ等、一般的な情報や資料を表示することができる。ただし、表示する場合は、許可等を受けた食品と結び付けることで許可等を受けた食品の機能を拡大解釈、又は誤認させることがないように表示すること。</p> <p>(9) アンケート・モニター結果の表示</p> <p>許可等を受けた食品における嗜好・食感等に関し、調査条件を表示した上で、アンケート・モニター調査等の結果を表示することができる。ただし、表示する場合は、一部の都合の良い体験談や、体験者の都合の良いコメントのみを引用するなどして、調査結果を誤認させることがないように表示すること。</p> <p>(10) 個人の感想等の表示</p> <p>事実に基づく個人の感想等を表示することができる。ただし、表示する場合は、許可等を受けた食品において許可等を受けた内容の範囲を超える表現、過大な効果の強調や保証、都合の良い感想のみを引用する等によって、消費者に誤認させることがないように表示すること。なお、「あくまで個人の感想です。」、「効果を保証するものではありません。」等の表示をしたとしても、内容によっては誇大表示に該当するおそれがあるため、十分に注意すること。</p> <p>(11) 医師・専門家等を起用した表示</p> <p>医師・専門家等を起用した表示をすることができる。ただし、表示する場合は、許可等を受けた食品の摂取を推奨する、又は効果や安全性を保証することで、疾病者の適切な治療の機会を損失させることがないように表示すること。</p> |
|--|---|

| | |
|---|--|
| <p>(その他の表示事項等)</p> <p>第12条 公正取引協議会は、第1条の目的を達成するため、容器包装以外の表示について、特に必要があると認められる場合は、前三条に規定する事項のほか、特定保健用食品に関連する表示事項又は表示基準を施行規則により定めることができる。</p> <p>(誇大表示の禁止)</p> <p>第13条 事業者は、特定保健用食品の容器包装以外の表示に関して、健康増進法第65条の規定により禁止される誇大表示をしてはならない。</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第14条 事業者は、特定保健用食品の取引に関して、容器包装以外に次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 特定保健用食品の定義に合致しない製品について、特定保健用食品であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(2) 特定保健用食品の品質、効果又は安全性について、誤認される又は拡大解釈されるおそれがある表示</p> <p>(3) 他社製品を誹謗(ひぼう)するような表示</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、特定保健用食品の表示事項又は取引条件について、実</p> | <p>と。</p> <p>(12) 子供を起用した表示</p> <p>子供を起用した表示をすることができる。ただし、許可等の申請時に子供に関する根拠資料が提出されていない許可等を受けた食品について表示する場合は、広告全体を通じて子供への効果を期待させることがないよう表示すること。</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第26条 規約第14条各号の規定による不当表示に当たるものを例示すると、次のとおりである。</p> <p>(1) 広告全体を通じて許可等を受けた食品に疾病の治癒若しくは予防等の効果効果があるかのように誤認されるおそれがある表示、又は医薬品であるかのように誤認され、疾病者の適切な治療の機会を損失させるおそれがある表示</p> <p>(2) 許可等表示以外の効果を表示することで誤認されるおそれがある表示、又は許可等表示以外の効果があると期待させるおそれがある表示、若しくはそ</p> |
|---|--|

| | |
|--|---|
| <p>際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> | <p>の効果についても国が許可等しているかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) 許可等表示を過大に強調することで誤認されるおそれがある表示、又は許可等表示を超える過大な効果があると誤認されるおそれがある表示、若しくはその過大な効果についても国が許可等しているかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(4) 許可等を受けた食品を摂取するだけで健康の維持増進ができるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(5) 許可等を受けた内容以外の摂取方法を促すなど、摂取方法を誤認されるおそれがある表示</p> <p>(6) 関与成分以外の成分と健康訴求を関連づけた表示又は関与成分以外の成分が関与成分であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(7) 医師・専門家等が許可等を受けた食品の効果や安全性を保証しているかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(8) 申請時に子供に関する根拠資料が提出されていない許可等を受けた食品について、広告全体を通じて子供への効果を期待させるおそれがある表示</p> <p>(9) データ（グラフ等）を使用する場合又はデータ（グラフ等）に説明又は解説を付加する場合において、消費者に内容を拡大解釈され、又は許可等を受けた内容に関して医薬品的な効能効果を消費者に過大に期待させるおそれがある表示</p> <p>(10) アンケートやモニター調査等の結果において、調査条件や体験談を適切に表示しないことにより、アンケートやモニター調査等の結果や許可等を受け</p> |
|--|---|

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第4章 特定保健用食品公正取引協議会 (公正取引協議会の設置)</p> <p>第15条 この規約を適正に施行するため、公正取引協議会を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、事業者及びこの規約に賛同する者をもって構成する。</p> <p style="text-align: center;">(公正取引協議会の事業)</p> <p>第16条 公正取引協議会は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) この規約の内容の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> | <p>た内容に関して誤認されるおそれがある表示</p> <p>(11) 許可等を受けた食品の機能と一般的な情報や資料の内容を結び付けることで、許可等を受けた食品の機能が拡大解釈又は誤認されるおそれがある表示</p> <p>(12) 客観的な根拠に基づかずに、許可等を受けた食品が特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(13) 成分又は原材料について、実際のものより優良であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(14) 他社製品の品質、効果、安全性その他の事項について、誹謗(ひぼう)するような表示</p> <p>(15) 表示事項について著しく事実と相違する表示又は著しく誤認されるおそれがある表示</p> <p>(16) 原産国について誤認されるおそれがある表示</p> <p>(17) その他、許可等を受けた食品の内容又は取引条件について一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> |
|--|---|

- (3) この規約の遵守状況の調査に関すること。
- (4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
- (5) この規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。
- (6) 景品表示法、健康増進法、食品表示法、食品衛生法及び公正取引に関する法令の普及並びにこれらの法令違反の防止に関すること。
- (7) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (8) 一般消費者への普及啓発に関すること。
- (9) 一般消費者からの意見、苦情処理等に関すること。
- (10) 公正マークの表示に関すること。
- (11) その他、この規約の施行に関すること。

第4章 公正マーク

(公正マーク)

第27条 公正取引協議会は、規約第16条第10号に規定する公正マークの表示に関して、規約に従い適正な表示をしていると認められる事業者に対し、容器包装及び容器包装以外に公正マークを表示させることができるものとする。

2 公正取引協議会は、公正マークが付された容器包装の表示及び容器包装以外の表示について、規約等に違反した事業者に対して措置を採った場合は、当該事業者に対し、当該表示に公正マークを表示させてはならないものとする。

3 容器包装及び容器包装以外に表示する公正マークは、原則として次の図柄とする。



4 事業者は、公正取引協議会の承認を得た場合に限り、前項に規定する公正マークの色を変更することができる。

5 公正取引協議会は、前各項に掲げるも

(違反に対する調査)

第17条 公正取引協議会は、第3条、第4条、第6条から第9条まで、第13条若しくは第14条の規定又は第5条若しくは第10条から第12条までの規定に基づく施行規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他必要な調査を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。

3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、5万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

(違反に対する措置)

第18条 公正取引協議会は第3条、第4条、第6条から第9条まで、第13条若しくは第14条の規定又は第5条若しくは第10条から第12条までの規定に基づく施行規則に違反する行為があると認めるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同様又は類似の違反行為を再び行っはならない旨、その他これらに関連する事項を実行すべき旨を、文書をもって警告することができる。

2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が、その警告に従っていないと認めるときは、その事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることがで

ののほか、公正マークの使用基準及び図柄について、次条第1項に基づく細則により定めることができる。

きる。

- 3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。

(違反に対する決定)

第19条 公正取引協議会は、第17条第3項又は前条第2項に規定する措置(警告を除く。)を採ろうとする場合は、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者へ送付するものとする。

- 2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から15日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。

- 3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合は、当該事業者へ追加の主張及び立証の機会を与え、これらに基づいて更に審理を行った上で、措置の決定を行うものとする。

- 4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合は、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

第5章 雑則

(規則の制定)

第20条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。

- 2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。

附 則

- 1 この規約は、令和2年8月21日から施行す

第5章 雑則

(細則等の制定)

第28条 公正取引協議会は、規約及び規則の実施に関する細則等を定めることができる。

- 2 前項の細則等を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官に届け出るものとする。

附 則

- 1 この施行規則は、令和2年8月21日か

| | |
|---|---|
| <p>る。ただし、第9条から第14条までの規定については、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示の日から起算して6月を経過した日から施行する。</p> <p>2 この規約の施行の日前に製造された特定保健用食品に係る表示については、なお従前の例によることができる。</p> <p>3 この規約の変更は、令和6年10月1日から施行する。(令和6年9月9日公正取引委員会及び消費者庁長官認定)</p> | <p>ら施行する。ただし、第20条から第26条までの規定については、規約の認定の告示の日から起算して6月を経過した日から施行する。</p> <p>2 この施行規則の施行の日前に製造された特定保健用食品に係る表示については、なお従前の例によることができる。</p> <p>3 この施行規則の変更は、令和4年10月14日から施行する。</p> |
|---|---|